

運営委員会規程

一般社団法人東京都トライアスロン連合

2018年9月24日制定

2018年10月1日施行

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京都トライアスロン連合（以下、「TMTU」という。）定款第41条の規定により、運営委員会の組織及び運営について定める。

(決定)

第2条 運営委員会は、TMTU 理事会より付託された事業活動に必要な事項の決定にあたる。

(構成)

第3条 運営委員会は、TMTU の役員及び各専門委員会の正副委員長をもって構成する合議制とする。

2 委員長及び副委員長は理事会の決議に基づき、会長が委嘱する。

3 委員長は運営委員会を代表し、主宰し、運営委員会が行った処理を理事会に報告する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故あるときは代行する。

5 運営委員会は、委員長の許可を得てオブザーバーを参加させることができる。ただし、オブザーバーは意見を述べることはできるが、決議に加わることはできない。

(召集)

第4条 運営委員会は、委員長が召集する。

(議長)

第5条 運営委員会の議長は委員長がこれにあたる。ただし、委員長が欠席した場合は副委員長がこれにあたる。

(決議)

第6条 運営委員会の議決は、構成員の2分の1以上が出席し、その過半数をもって行う。

ただし、委任状（代理人は運営委員会もしくは所属専門委員会の構成員）による出席を妨げない。

2 運営委員会は、書面又は電磁的方法によって開催することができる。この場合において、決議は前項を準用する。

第2章 雑則

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、2018年10月1日から施行する。

以上